

ぱんだーるくん実行委員会マスコットキャラクターデザインの使用に関する要項を次のように定める。

2021年11月1日

ぱんだーるくん実行委員会委員長 五十嵐 則夫

ぱんだーるくん実行委員会マスコットキャラクターデザインの使用に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、マスコットキャラクターのデザイン(デザインから制作した立体物を含む。以下同じ。)の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(マスコットキャラクター等)

第2条 マスコットキャラクターの名称は、「ぱんだーるくん」「ぱんだーなちゃん」とする。

(表現方法)

第2条のマスコットキャラクター(以下「キャラクター」という。)の表現方法は、別図に定めるもの又は委員長が別に定める基準によるものでなければならない。

(使用の制限)

第3条 キャラクターのデザインは、その使用が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、使用してはならない。ただし、第2号に該当し、又は該当するおそれがある場合で当該使用が本実行委員会の宣伝又は広報に寄与すると委員長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 本実行委員会の信用又は品位を害すること。
- (2) イメージが著しく損なわれること。
- (3) 特定の個人、団体、法人(県・市を除く。)又は商品等を宣伝し、広報し、支援し、又は推薦すること。
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的とすること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例により、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業の使用に供されること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員長が適当でないことと認めること。

(使用の申請)

第4条 キャラクターのデザインを使用しようとする者は、商品等ごとにぱんだーるくんキャラクターデザイン使用承認申請書(様式第1号)に関係書類及び当該商品等の見本等を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、別図に定める表現方法による場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき(色指定は別紙“スタイルガイド”を参考とすること。) 要確認(モノクロ等)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が適当と認めるとき。

2 前項の商品等の見本等の提出が困難な場合は、商品等の写真の提出をもって見本等の提出に代えることができる。

(使用の決定)

第5条 委員長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認するときはマスコットキャラクターデザイン使用(変更)承認通知書(様式第2号)により、承認しないときはマスコットキャラクターデザイン使用(変更)不承認通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、前項の規定による承認に条件を付することができる。

(使用することができる期間)

第6条 キャラクターのデザインの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 第4条第1項の規定によりキャラクターのデザインの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)及び同項ただし書の規定により承認を受けずにキャラクターのデザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた目的にのみ使用すること。
- (2) キャラクターのデザインに近接して、名称を表記すること(名称を完全に表記することが困難な場合は、委員長の指定する方法によること。)
- (3) キャラクターのデザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 使用者にあっては、使用の承認を受けたキャラクターの表現方法を改変する行為をしないこと。
- (5) キャラクターのデザインに商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。

(変更の申請)

第8条 使用者は、第4条第1項の規定により承認を受けた内容を変更しようとするときは、マスコットキャラクターデザイン使用変更承認申請書(様式第4号)を委員長に提出しなければならない。

2 第4条及び第5条の規定は、キャラクターのデザインの使用の変更の申請について準用する。

(承認の取消し)

第9条 委員長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、マスコットキャラクターデザイン使用承認取消通知書(様式第5号)によりキャラクターのデザインの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合
- (2) 第7条に定める遵守事項に違反した場合
- (3) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、キャラクターのデザインの使用が適当でないと委員長が認める場合

2 委員長は、前項の規定によりキャラクターのデザインの使用の承認を取り消した場合は、使用者に対し、当該取消しに係る商品等の回収を求めることができる。

(免責)

第10条 委員長は、キャラクターのデザインの使用の承認の取消しにより使用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。

(適用除外)

第 11 条 この要項の規定は、キャラクターのデザインの使用が家庭内の使用にとどまる場合については、適用しない。

(補則)

第 12 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。